

(写)

龍ヶ崎市出張所設置条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年12月8日

龍ヶ崎市長

龍ヶ崎市条例第42号

龍ヶ崎市出張所設置条例の一部を改正する条例

龍ヶ崎市出張所設置条例（昭和61年龍ヶ崎市条例第18号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後			改正前		
(名称、位置及び所管区域)			(名称、位置及び所管区域)		
第2条 出張所の名称、位置及び所管区域は、次のとおりとする。			第2条 出張所の名称、位置及び所管区域は、次のとおりとする。		
名称	位置	所管区域	名称	位置	所管区域
龍ヶ崎市東部出張所	龍ヶ崎市中里2丁目1番地1	龍ヶ崎市 の全域	龍ヶ崎市西部出張所	龍ヶ崎市馴柴町1区21番地1	龍ヶ崎市 の全域
龍ヶ崎市市民窓口ステーション	龍ヶ崎市小柴5丁目1番地2		龍ヶ崎市東部出張所	龍ヶ崎市中里2丁目1番地1	
			龍ヶ崎市市民窓口ステーション	龍ヶ崎市小柴5丁目1番地2	

付 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。